

V 関係資料

滋賀県環境こだわり農業推進条例の体系

■前 文

私たちは、この滋賀の地において、湖国の農業の健全な発展と琵琶湖等の環境を保全することを目指し、化学的に合成された農薬や肥料の使用を削減するなど、環境への負荷を低減し、農業の有する自然循環機能を高める新たな取組として、環境こだわり農業を私たち県民が一体となって推進することを決意し、ここに滋賀県環境こだわり農業推進条例を制定する。

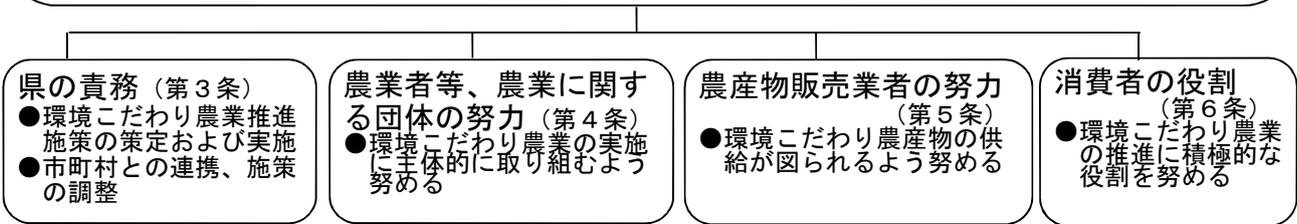
第1章 総 則

■目 的 (第1条)

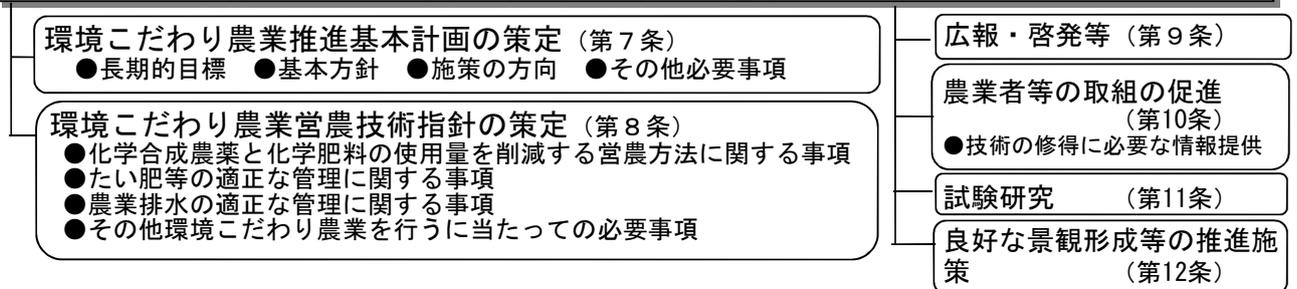
- ①より安全で安心な農産物を消費者へ供給する (第1次目的)
 - 環境こだわり農産物の消費者への供給
- ②環境と調和のとれた農業生産の確保
 - 農業生産活動における自然循環機能の維持増進
 - 農業が琵琶湖等の環境に及ぼす負荷の低減

(もって) ↓

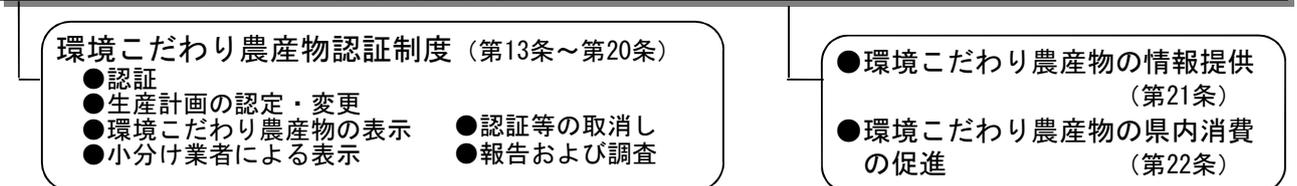
本県農業の健全な発展および琵琶湖等の環境保全に資する (大 目 的)



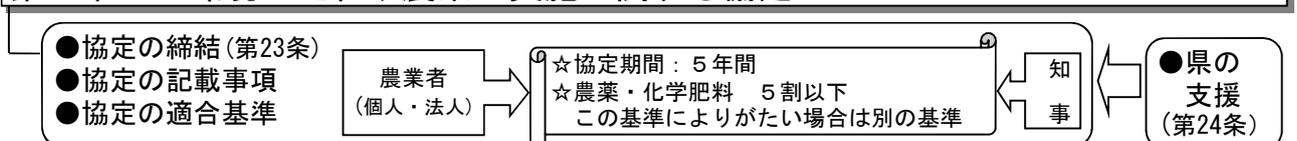
第2章 環境こだわり農業の推進に関する施策



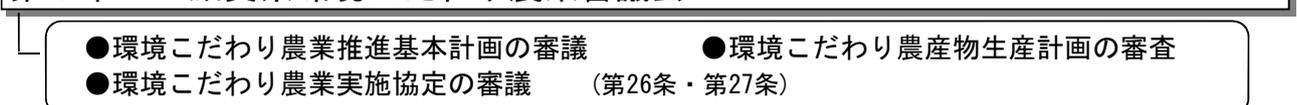
第3章 環境こだわり農産物



第4章 環境こだわり農業の実施に関する協定



第5章 滋賀県環境こだわり農業審議会



滋賀県環境こだわり農業推進基本計画のあらまし

■策定の目的

(平成28年3月策定)

滋賀県環境こだわり農業推進基本計画は、農業者や農業団体、農産物販売業者、消費者などが連携し、環境こだわり農業の実践や環境こだわり農産物の流通・利用を促進することで、琵琶湖等の環境と共生する農業が一層広まることを目指して、推進の考え方や施策の方向を定めるものです。

■計画の期間

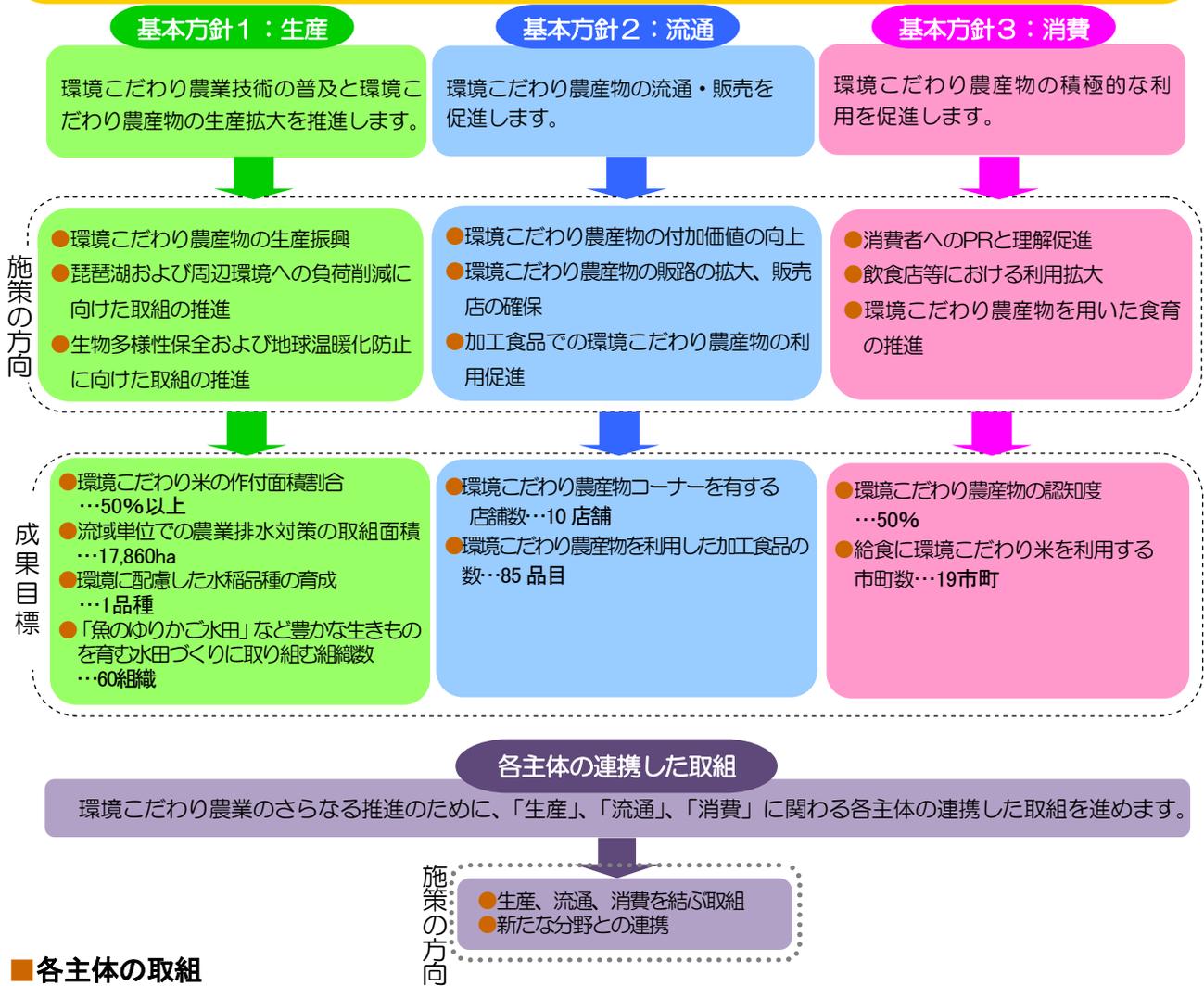
平成28年度から平成32年度までとします。

■計画の概要

環境こだわり農業の目指す姿(概ね10年後の姿)を示し、その実現に向け、「生産」、「流通」、「消費」の視点から3つの基本方針を掲げるとともに、「生産」、「流通」、「消費」の連携した取組を推進します。また、それぞれに施策の方向とその成果目標を設定しています。

目指す姿(概ね 10 年後の姿)

- ①県内の農業者等は、生産のあらゆる場面で環境こだわり農業技術を取り入れており、この結果、琵琶湖等の環境保全に貢献しています。
- ②農薬と化学肥料の使用量について、通常の栽培の半減からさらに削減した農産物づくりが進んでいます。
- ③環境こだわり農産物の生産量と流通量が増え、季節ごとに色々な農産物が店頭に並んでいます。
- ④県内および京阪神地域の消費者は、環境こだわり農産物の意味や内容を理解し、積極的に選んで購入しています。



■各主体の取組

環境こだわり農業をさらに進めていくため、それぞれの立場の県民が主体的に取り組むことが必要です。

農業者等

環境こだわり農業の実践と環境こだわり農産物の生産拡大を進めます。

農業団体

農業者が環境こだわり農業にまとまって取り組めるよう、組織化や指導・支援を行います。

農産物販売業者

環境こだわり農産物を積極的に取り扱うとともに、生産と消費をつなぎます。

消費者等

環境こだわり農業への理解を深め、環境こだわり農産物の積極的な利用に努めます。